



KAIRO for BUSINESS

海路ニュースレター版 (for 企業法務) 年3回刊

【Q&A】 そうだ！ 弁護士に聞いてみよう！ 《過労死》

(秘書) 過労死ってどういう場合に認められるんですか？

(笠原) いくつかパターンがあるんだけど、ニュース等で聞くこともしばしばある長時間労働による過労死について説明しよう。労災の判断の目安としては、疾病の発症前1か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたりおおむね45時間を超える時間外労働(週40時間を超える労働)が認められない場合は、業務と発症の関連性が弱いとされる。おおむね45時間を超えて時間外労働が長くなるほど、業務と発症との関連性が徐々に強まると評価される。それ以外の負荷も考慮されるけど、発症前1か月間におおむね100時間、または発症前2か月間ないし6か月間にわたって1か月あたりおおむね80時間を超える時間外労働があれば、疾病の発症と業務との関連性が強いと評価されるよ。

(秘書) 発症前6か月間で1か月あたりの時間外労働の平均が80時間を超えていたら、疾病の発症と業務との関連性が強いと判断されるんですか？

(笠原) 6か月の平均だけで判断するわけではないよ。発症前2か月間、3か月間、4か月間、5か月間、6か月間について、そのいずれかの期間で月平均時間外労働が80時間を超えていたら、疾病の発症と業務との関連性が強いと判断される。

(秘書) 労災での目安ということでしたが、

違う基準で判断される場合があるんですか？

(笠原) 裁判所の判断は労災の判断に拘束されず、参考資料として考慮されるにとどまるんだよ。

(秘書) じゃあ、裁判所はどんな基準で判断するんですか？

(笠原) 3要件説が主流となりつつあるよ。
①被災者の従事した業務が同人の基礎疾患を自然経過を超えて増悪させる要因となり得る負荷(過重負荷)のある業務であったと認められること、
②被災者の基礎疾患が確たる発症の危険因子がなくてもその自然経過により脳・心臓疾患を発症させる寸前まで進行していたとは認められないこと、
③被災者には他に確たる発症因子はないことの3つの要件が認められれば、被災者が従事した業務による負荷が基礎疾患をその自然経過を超えて増悪させ、脳・心臓疾患を発症させたと認めるのが相当であると考えて、業務による過労死を認めるんだよ。

(秘書) ……過労死の問題は難しいですね。判断に困ったときは、お気軽に弁護士にご相談いただけると良いですね。

弁護士 笠原 輔
(かさはら たすく)



※YouTubeチャンネルにて、過労死をテーマにしたセミナーの動画を公開しておりますのでご覧ください。
<https://youtu.be/P4dsTzPY4-8>



退職と年次有給休暇

社会保険労務士/松本雄介



今回のテーマは退職と年次有給休暇です。次のような場合をみてみましょう。

Q: 退職が決まった従業員より、退職日までの期間、年次有給休暇を取得させてほしいと申出がありました。退職日までに年次有給休暇の付与日が到来するのですが、そこで付与される分も取得したいという申し出でした。これは認めなければならないか？

A: 今回の申し出を拒否することは難しいと思われま。詳細は以降をご確認ください。

年次有給休暇は以下の要件を満たすことにより発生します。

- ①6か月継続勤務(2回目以降は1年間)
- ②全労働日の8割以上の出勤率

これらの2つの要件において、従業員の「退職が決まっている」ということを考慮する余地はあり

ません。実際に付与日前に退職してしまったのであれば、①の継続勤務という要件を満たさないこととなり、年次有給休暇は付与されません。しかし、「退職が決まっている」という状態のみでは法的に従業員であることに変わりはなく、「継続勤務していない」という評価はできません。

そのため、ご質問の従業員についても、付与日に年次有給休暇が付与されることとなります。そこで付与された年次有給休暇を使用することについても法的な障害はなく、前年度のものも併せて行使することができます。

従業員の方は年次有給休暇の付与日にあわせて退職日を申し出てきたものと思われる。それ自体は違法ではなく、認めざるを得ないと考えられます。業務引き継ぎ等の都合もある場合にはよくよく話をしましょう。

フクシマ社会保険労務士法人
2015年より弊所と業務提携

第20回企業法務セミナー報告 「弁護士が解説 下請法のポイント」

第20回企業法務セミナー「弁護士が解説 下請法のポイント-「下請いじめ」をしない、させないために-」を開催しました。講師は、副代表/弁護士の田中伸です。

今回のセミナーは、下請法の改正を踏まえて、下請法の概要のほか、どのような行為が「下請いじめ」として規制対象となるのかについて解説しました。参加者様から「基本からわかりやすく解説していただき、参考になった。」「下請法はわかりにくいですが、説明がコンパクトにまとめられてわかりやすかった。」など高い評価を受けました。

懇親会では顧問会社様、一般参加者様、弊所弁護士との交流を深めることができました。

次回は11月16日(木)です。詳細は本紙4ページをご覧ください。☞過去のセミナーは「山下江法律事務所 YouTube チャンネル」で公開中！





弁護士 ON・OFF 第 35 回 東広島支部長/弁護士 小林 幹大



アメリカンなスナック

の私は、以前から必ず一度は行きたいと思っていたのですが、なかなかタイミングが合わなかったのですが、ついに実現しました。

厳重なチェックがあるのではと思いながら入場ゲートに並ぶと、自動小銃を構えた米兵こそ物々しいですが、皆フレンドリーで、日本国籍者用のゲートは、拍子抜けするほどあっさり通過出来ます。基地内部は小さなアメリカの街が入っている感じで、住宅、学校、警察署、消防署などがあり、

去る5月5日、米軍岩国基地のフレンドシップデイに初めて行ってきました。

機械物好き

アメリカの雑貨などが出店で売られています。居住地区を抜けるといよいよ空港エリアです。本物の戦闘機がずらり並び壮観そのもの。これ以上の工業製品といえばロケットやスペースシャトルしかないというレベルの物ですから、機械好きにはたまりません。

その後の飛行ショーでは、戦闘機が轟音を立てて飛び回り、音が機体の後からついてくる様は迫力満点です。米軍機と自衛隊機が飛ぶのですが、自衛隊はやや抑え気味で、観衆へのサービス精神では米軍に軍配が上がります。とはいえ、帰り道、基地からかなり離れても聞こえる轟音に、最後は、これが毎日飛び回る生活環境というのはやはり厳しいのだろうな、と考えさせられた一日でした。

事務局コラム 第 35 回 「HULA (フラ)」 T.E

フラとはハワイの踊りのこと。数年前友人の結婚式でハワイを訪れた際に、ハワイそのものと、フラとその音楽に魅了され、フラを習い始めました。今は恩師が新しく立ち上げたハーラウ(フラ教室)で、仲間と一緒にフラを学び、時々ステージに立ちながら、フラができる喜びをかみしめています。実は人前で踊ること、以前はあまり好きではありませんでした。でも今は、見ていただけることがありがたいと思うようになりました。そして縁あって出会ったハーラウのみなさん。みんなで踊れるということがとても幸せなことだと思います。私がフラを見ている時に感じるあたたかい気持ちがあります。ダンサーがプロでもそうでなくても、老若男女問わず、なんだか感じるあたたかさ。もし、私たちのフラを見て、あのあたたかさを感じてもらえたら、こん

なに嬉しいことはないと思います。思えばフラを続けてきたこの数年間は私自身とても苦しい時期だったのですが、フラがあったから救われ、乗り越えてこれたと思っています。私にとってフラは友人が出会わせてくれ、素敵な出会いと学びと感動、そして癒しをもたらしてくれるかけがえのない、なくてはならない宝物です。写真は山口県周防大島の夏のイベント「サタフラ」のステージ。毎年楽しみにしています。





事務所通信

◆第21回企業法務セミナーのご案内

当セミナー参加者は、1か月以内に1時間の無料法律相談が可能です。この機会をぜひご活用ください。

平成29年11月16日(木)

18:30～20:00

講師 弁護士 稲垣 洋之



“未払残業代請求に対する事前予防と事後対応”

会場: LeReve八丁堀(中区八丁堀 1-8 エイトビル 2F)

受講料: 顧問会社様無料、一般の方4,000円

☞懇親会も開催します。詳細は、当事務所企業法務専門サイト(トップ>セミナー案内)をご参照ください。

◆相続フォーラム in 広島 開催



秘書部長/今井絵美と経営企画部長/山口亜由美が相続アドバイザーとして認定を受けているNPO 法人相続アドバイザー協議会の相続フォーラムが広島で開催されることになりました。

日時: 2017年11月23日(木・祝) 10:00～17:00

会場: 安佐南区民文化センター

当日は、基調講演の他、無料個別相談会、ミニセミナーを開催する予定です。お気軽にご参加ください。☞幹事団体である一般社団法人はなまる相続の

HPはこちら <http://hanamaru-souzoku.com/>

◆フジグラン広島で相続無料相談会を開催

9月30日(土) 10:00～フジグラン広島にて、弁護士による相続無料相談会を開催します。相続について悩んでいること、困っていることを、お買い物ついでにお気軽に弁護士にご相談いただけます。事前予約を頂いた方に限り、弊所の弁護士と相続アドバイザーが執筆し、昨年発行した一般向け相続解説本「相続・遺言のポイント50」をプレゼントします。

<お問合せ・相談予約> 0120-7834-09

◆来年1月、福山支部と岩国支部を開設予定!

2018年1月5日、福山と岩国に支部を開設予定です。各方面にお住まいの方はお気軽に相談にお越し頂けます。詳細は来年1月発行 KAIROforBUSINESS vol.36でお知らせします。

◆NHK カルチャー教室で相続講座を開講中

相続アドバイザー/今井絵美による半年間の連続講座「しくじり事例から学ぶ相続対策」が第2期(10月～)の募集を開始しました。受講者同士、和気あいあいと話の弾む楽しい講座です。



第3水曜 13:00～15:00(6ヶ月6回 13,478円)

<受講申込み>

082-242-1151 (NHK 文化センター広島教室)



山下江法律事務所

Yamashita Ko Law Office

《広島本部》 〒730-0012

広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703

TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652

E-mail info@law-yamashita.com

予約電話受付: 平日9時～19時、土曜10時～17時

相談時間: 月曜 9時～21時(夜間相談有り)

火曜～金曜 9時～18時

土曜 10時～17時

※時間外でも相談が可能な場合もありますので、まずは広島本部へお問い合わせください。

《東広島支部》

〒739-0043

東広島市西条西本町 28-6 サンスクエア東広島 3-1

営業時間: 平日9時～18時

TEL 082-423-1511 FAX 082-423-1512

《呉支部》

〒737-0051

呉市中央 2-5-2 NSビル 703

営業時間: 平日9時～18時

TEL 0823-25-0077 FAX 0823-25-0081